

1 令和8年度 社会教育推進のための方針と重点

◆ 方針

少子化、高齢化、核家族化などが進行する中、人間関係形成能力や規範意識、倫理観などについて多くの課題が指摘され、地域社会全体による教育の充実を図っていく必要性が高まっている。そこで、次の方針による取り組みを推進し、多様な課題に対応できる創造的な社会教育の実現に努める。

- (1) 将来を担う青少年を社会全体で見守り育成するために、地域や家庭の教育力の充実を図る。
- (2) 生涯学習社会にふさわしい学習機会の充実と一人ひとりの社会参加の実現を図る。

◆ 重点

1 社会教育の振興

- (1) 計画的、効果的な社会教育の推進を図るため、総合的な社会教育推進体制の充実に努める。
- (2) 社会教育の振興を図るため、指導者の育成に努める。
- (3) 家庭、学校、地域の連携による地域ぐるみの教育活動の活性化を図る。
- (4) 地域における体験活動・ボランティア活動の環境を整備し、地域教育力の活性化を図る。

2 社会教育施設の運営・整備・充実

- (1) 青少年のための自然体験施設の充実に努める。
- (2) 施設を効果的に活用し、学習機会の充実に努める。

3 成人教育の推進

- (1) 若者の探究活動や誰もが利用しやすい読書環境の充実を図るため、知の拠点である図書館を核とした取組を行う。
- (2) 高齢者の豊かな人生の実現や、地域の活性化に寄与する人材育成のため、山梨ことうき勸学院の充実に努める。
- (3) 豊かな心、しなやかな心の育成のため、読書活動の推進に努める。
- (4) 人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育の促進に努める。

4 家庭教育の支援

- (1) 家庭教育上の諸問題について相談・指導を行い、必要な情報・資料を提供する。
- (2) 子育て相談総合窓口を開設し、相談業務の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを支援する。
- (3) 家庭教育や青少年の健全育成について地域ぐるみで推進を図る。

5 青少年教育の推進

- (1) 長期宿泊自然体験、異年齢・他地域との交流、地域活性化の実践などの青少年に対する事業を通して、健全な青少年の育成と地域における青少年リーダーの育成を図る。
- (2) 青少年の健全育成を図るため、社会参加活動の促進に努める。
- (3) 望ましい青少年の育成を図るため、青少年の団体活動が主体的に運営されるよう指導助言に努める。
- (4) 青少年の体験活動を推進するため、県立青少年教育施設間の交流を活性化し、施設利用の促進を図る。

6 青少年の保護育成の推進

- (1) 青少年の自立と成長を促す機会づくりに努める。
- (2) 青少年の活動を支援するための仕組みづくりに努める。
- (3) 青少年が安心して心豊かに暮らせる環境づくりに努める。

令和8年度 社会教育課 施策体系表

